令和７年度　女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第 21 条関係）

特定事業主名：　佐世保市

Ⅰ　職員の男女の給与の額の差異

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	90.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	72.9%
全職員	58.6%

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊　地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
本庁部局長・次長相当職	109.2%
本庁課長相当職	103.3%
本庁課長補佐相当職	98.4%
本庁係長相当職	95.3%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
３６年以上	94.7%
３１～３５年	97.4%
２６～３０年	93.4%
２１～２５年	93.8%
１６～２０年	92.0%
１１～１５年	92.3%
６～１０年	98.8%
１～５年	99.5%

【説明欄】

・制度上、給与の取扱いに男女差はない。
・「任期の定めのない常勤職員」については、扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、それぞれの手当の受給者に占める男性の割合は扶養手当が８９．９%、住居手当が７５．８%である。
・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」には、暫定再任用としての任用は男性が多く、会計年度としての任用は女性が多い状況である。
・以上のことなどが給与の差異の要因として考えられる。

Ⅱ　管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和７年度
管理的地位にある職員	14.0%

Ⅲ　各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和７年度
本庁部局長・次長相当職	11.9%
本庁課長相当職	14.0%
本庁課長補佐相当職	15.9%
本庁係長相当職	29.9%

Ⅳ　男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

１．男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和７年度
男性	44.4%
女性	100%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和７年度
男性	―　%
女性	100%

２．男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
１週間未満	3%	%	－%	%
１週間以上２週間未満	3%	%	－%	%
２週間以上１月以下	42%	%	－%	%
１月超３月以下	28%	%	－%	20%
３月超６月以下	17%	%	－%	%
６月超９月以下	%	5%	－%	60%
９月超 12 月以下	7%	75%	－%	20%
12 月超 24 月以下	%	20%	－%	%
24 月超	%	%	－	－

【説明欄】

※会計年度任用職員の男性については、新たに育児休業が取得可能となった職員が０名のため「ー」としております。

Ⅴ　職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和７年度
内部部局等	7.8 時間／月
内部部局等以外	10.9 時間／月

【説明欄】

「内部部局等」は本庁舎及び中央保健福祉センター内にある所属、「内部部局等以外」はそれ以外の所属（各支所、環境部、港湾部、水道局、消防局等）を対象としています。